

地震保険の支払いについて

大藪保険勉強会資料

居住用の建物(5,000万円・50%まで) 家財(1,000万円・50%まで)

必ず証券の内容(付保状況)を確認してからごアドバイスして下さい

全損・半損・一部損壊の3パターンのみ ○○費用や○○特約はありません

基本は立会です。損壊の損害額でなくチェックポイントで支払います。写真は撮ってもらって下さい。

	全壊	半壊	一部損壊	備考
建物	50%以上	50%未満～20%以上	20%未満～3%以上	建物時価の損壊です
支払い	100%	50%	5%	正しい表現は全損
家財	80%以上	80%未満～30%以上	30%未満～10%以上	家財の時価
支払い	100%	50%	5%	
例:家財500万	250万円	125万円	12万5千円	地震保険250万円(50%)

- * 屋根の破損は屋根全体の30%以上が破損したら対象となりますが、建物全体からみて一部損壊です。
- * 水道管の破裂は一般的にはNGですが、漏水した水が壁・天井または家財の損害になった時は可能性が有ります。
- * 門・塀・物置・車庫も建物の目的の場合はこの地震保険に含めます。
- * 家財は微妙な点がありますので、チェック項目の対象をアドバイスして下さい。
- * 貴金属、宝石の時価30万以上のもの、現金・有価証券・通帳は含まれません。

地震発生から72時間以内の不審火は地震の火災とみなされます。

地震保険は津波・噴火・埋没・流失も対象になります。

地震火災費用保険金 地震による火災は保障されませんが、地震火災費用保険金5%(300万限度)が支払われます。
(対象外の特約にした場合は出ませんが、基本的には家庭用火災には付いています。)

阪神大震災の時 損害額 10兆円 復興費用 16兆円
東北関東大震災 損害額 19兆円 保険業界の被害予想額 2.7兆円 世界銀行が21日発表(共同電)

地震保険は一回の支払い限度額が決まっております。2008年4月1日時点では5兆5千億円です。